≪ 個人別明細書の記入例・注意点 ≫

給与支払金額が850万円超の方で、所得金額調整控除の適用がある場合は、**所得金額調整控除の額を控除した後の金額**を記入してください。

給与支払金額が850万円超の方で、所得金額調整控除の適用がある場合は、適用要件を下表のとおり記入してください。

所得金額調整控除適用要件	記載方法
本人が特別障害者	「本人が障害者」の「特別」欄に○
同一生計配偶者が特別障害者	摘要欄に「同一生計配偶者の氏名(同配)」と記入。【例】狛江 花子(同配)
扶養親族が特別障害者	摘要欄に「扶養親族の氏名(調整)」と記入。【例】狛江 五郎(調整)
扶養親族が年齢23歳未満	

※ただし、以下の欄に対象者情報が適切に記載されている場合は、上表の記載を省略できます。

- (源泉･特別)控除対象配偶者欄と障害者の数欄
- 控除対象扶養親族欄と各該当人数欄
- 16歳未満の扶養親族欄と各該当人数欄

年末調整の際に、適用を受けている(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の区分と取得方法を記入してください。

※令和６年度課税より、住宅が「特例居住用家屋」又は「特例認定住宅等」に該当する場合、区分に応じて「住（特家）」「認（特家）」「震（特家）」と記入してください。

詳細は国税庁ホームページ「令和５年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」Ｐ．７を確認してください。

給与支払金額が850万円超の方で、所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を記入してください。

退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族がいる場合、摘要欄に、氏名や退職手当の金額を記入した上で、「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄にマイナンバーを記載してください。

受給者の生年月日の元号を漢字(明治・大正・昭和・平成・令和)で記入してください。

⑥ 給与支払報告書（個人別明細書）

※ 種別　※ 整理番号

※ 区分　(受給者番号)

支払を受ける者　住所：狛江市東野川１丁目○番△号

(個人番号) 7 8 9 0 1

(役職名) 部長

氏名 (フリガナ) コマエ

狛江

種別	支払金額	給与所得控除後の額（調整控除後）	所得控除の額の合計額
給与・賞与	8,743,240	6,768,916	1,872,270

(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）特定	老人		その他	16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）特別	その他	非居住者である親族の数
有	従有										
○							1				

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
856,770	120,000	35,500	349,700

(摘要)【前職分】(株)狛江商事(狛江市猪方１-○-10),　狛江 五郎(調整)

給与：5,555,000 円，社保：512,000 円,　(退)狛江　次郎(退職所得を除く合計所得金額：450,000円)

源泉税額：153,000 円，退職年月日：令和５年９月30日

生命保険料の控除の内訳　新生命保険料の金額 40,000 円　旧生命保険料の金額 100,000 円　介護医療保険料の金額 60,000 円　新個人年金保険料の金額　旧個人年金保険料の金額 120,000 円

住宅借入金等特別控除適用数　居住開始年月日(1回目) H28 年 4 月 5 日　住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住(特家)　住宅借入金等年末残高(1回目) 円

住宅借入金等特別控除可能額 400,000 円　居住開始年月日(2回目) 年 月 日　住宅借入金等特別控除区分(2回目)　住宅借入金等年末残高(2回目) 円

(フリガナ) コマエ　ハナコ　氏名 狛江　花子　区分　配偶者の合計所得 350,000 円　国民年金保険料等の金額 円　旧長期損害保険料の金額 円

個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2　基礎控除の額　所得金額調整控除額 24,324

(フリガナ) コマエ　ジロウ　氏名 狛江　次郎　区分　1　(フリガナ)　氏名　区分　5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号

個人番号 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4　16　個人番号

(フリガナ)　氏名　区分　(フリガナ)　区分

区分　5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号 543210987654

本人が障害者　特別　その他　寡婦　ひとり親　勤労学生

中途就･退職　就職 ○　退職　年 5　月 10　日 1

受給者生年月日　元号 昭和　年 40　月 8　日 31

支払者		
個人番号又は法人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 3 2 1 0	(右詰で記載してください。)
住所(居所)又は所在地	東京都狛江市和泉本町１丁目１－××	
氏名又は名称	狛江製造　株式会社	(電話)　03（3430）11××

▼普通徴収に該当する場合

個人別明細書の摘要欄に、**該当する符号(普Ａ・普Ｂ など)**を必ず記入した上で、当該者人数を明記した「普通徴収切替理由書」を添付してください。

符号を書かずに「普通徴収」と記載しているだけでは、普通徴収に切り替えることはできません。

控除対象扶養親族の方が非居住者である場合には、区分の棚に「01～04」の数字を記入してください。

詳細は国税庁ホームページ「令和５年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」Ｐ．８を確認してください。

基礎控除の額が48万円の場合は、記載する必要はありません。基礎控除の額が48万円以外の場合は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。

給与所得者の基礎控除額申告書		記載金額
合計所得金額の見積額	基礎控除の額	
2,400万円以下	48万円	**記載不要**
2,400万円超～2,450万円以下	32万円	**320,000**
2,450万円超～2,500万円以下	16万円	**160,000**
2,500万円超	なし	**0**

給与支払報告書(個人別明細書)の様式につきましては、狛江市ホームページ上にてダウンロード可能です。

〈URL〉
https://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/41,15463,310,1983,html

各項目の詳細は、**国税庁ホームページ「令和５年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」**に掲載されています。

【問い合せ先】
狛江市 市民生活部 課税課 住民税係 特別徴収担当
電話：03-3430-1111　内線：2263・2264